

令和5年8月9日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会

委員長 吉井 昌彦

(事務局：大阪府環境農林水産部環境農林水産総務課)

意見書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という）第25条第3項の規定に基づき本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

1. 大阪府知事の評価に対する意見

法第25条第1項の規定に基づき設立団体の長が定める中期目標については、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所第4期中期目標（案）のとおり定めることが適当である。

以上